委 託 契 約 書

石川県（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

第１条　信義誠実の義務

甲乙双方は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

第２条　業務の委託

甲は、乙に石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務を委託する。

２　 乙は、本契約書及び別添仕様書に基づき業務を実施するものとする。

第３条　業務期間

業務の期間は、契約の日から令和７年３月３１日までとする。

第４条　再委託の禁止

乙は、本契約の実施を第三者に再委託（下請も含む。以下同じ。）してはな

らない。

２　業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書

面により以下の内容を申請し、甲の承認を得なければならない。

（１）再委託先

（２）再委託する理由

（３）再委託して処理する内容

（４）再委託先において取り扱う情報

（５）再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

（６）再委託先に対する管理及び監督の方法

３ 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に

基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為

及びその結果について責任を負うものとする。

第５条　委託料

　甲は、乙に対し業務に係る委託料として金○，○○○，○○○円（うち消費税および地方消費税金○○○，○○○円を含む）を支払うものとする。

第６条　委託業務執行結果報告書の提出及び審査

乙は、業務の完了後１０日以内にその結果を記載した委託業務執行結果報告書（以下「報告書」という。）に業務に係る収支精算書を添えて甲に提出しなければならない。

２　 甲は、前項の報告書を受理した後は、速やかにその内容を審査し、業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知する。

第７条　委託料の支払

乙は、前条第２項の検査に合格した場合は委託料請求書を甲に提出することができる。

２　 甲は、前項の規定により委託料請求書を受理した場合はその日から３０日以内に請求に係る委託料を乙に支払わなければならない。

第８条　遅延利息

甲は、正当な理由がなく、委託料を第７条第２項に定める支払期限までに支払わなかった場合は、その未払金額について支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、年２．５％の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、延滞利息の額が１００円未満である場合は、延滞利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

第９条　委託業務実施状況の調査等

甲は、必要があると認める場合は業務の実施状況について乙に報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の事務局員に命じてその実施状況について調査させ、若しくは会計帳簿の閲覧その他の監査を行わせることができる。

第１０条　委託料の減額

甲は、乙が業務の一部を実施しなかった場合は乙と協議のうえ委託料の一部を減額することができる。

第１１条　契約の解除

甲は、次の各号の一に該当する場合は契約を解除することができる。

（１）　乙がこの契約の条項に違反したとき。

（２）　乙が、甲の承諾を得ないで業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約によって生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡したとき。

（３）　乙が業務の実施が困難になったとき、その他やむを得ない事由によりこの契約の解除を甲に申し出たとき。

２　 甲が前項の規程により契約を解除した場合、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

３ 甲は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があるときは、解除までの間の業務の実施に要したものとして甲が認める経費について乙に支払うものとする。支払額は甲乙協議して定めるものとする。

第１２条　業務の経理

乙は、業務に係る経理を厳正に行わなければならない。

２　 乙は、業務に係る経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、関係証拠書類とともに業務完了後５年間保存しなければならない。

第１３条　乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠った

ことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害

を賠償しなければならない。

２　第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決

しなければならない。

第１４条　機密保持

乙は、本契約により直接又は間接に知り得た機密及び甲の行政事務等で一般

　に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

２　本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第１５条　個人情報の保護

乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

第１６条　暴力団等排除に係る契約解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

　（１）　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(２)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(３)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(４)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(５)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

３　 第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（専属的管轄裁判所）

第１７条　本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管

轄裁判所とする。

第１８条　補則

本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　　石川県金沢市鞍月１－１

　石川県知事　馳　浩

乙

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

（趣旨）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（取得の制限）

第３　乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第５　乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第６　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

２　　乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　　乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（管理状況の報告等）

第１０　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

（事故報告）

第１１　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

（指示）

第１２　甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。